

取手市国民健康保険税条例の改正1(案)

多子世帯に対する国民健康保険税の負担軽減の観点から、18歳以下の被保険者(未就学児を含む)のうち、第2子以降に係る被保険者均等割額を100%減免するものです。

○改正内容(案)

- ・ 第25条第4項「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者(未就学児を除く。)が属する世帯の者」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者(未就学児を除く。)のうち最年長である者」
- ・ 第25条第5項「その他特別の事情がある者」を同条第6項に規定し、第5項を次のように改める。
「同法第21条第2項の規定によらず、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者のうち最年長である者から数えて2番目以降である者」

取手市国民健康保険税条例の改正 2 (案)

令和3年12月24日に令和4年度税制改正の大綱が閣議決定され、国民健康保険税課税限度額の改正にあわせて、下記の改正を令和4年4月1日から実施するものです（令和4年3月の国会終了後に専決処分にて実施）。

○課税限度額の改正

国民健康保険税の基礎課税額(医療保険分)に係る課税限度額を65万円(現行：63万円)に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円(現行：19万円)にそれぞれ引き上げる。

区 分	現行	改正後
医療保険分	<u>6 3 万円</u>	<u>6 5 万円</u>
後期高齢者支援金分	<u>1 9 万円</u>	<u>2 0 万円</u>
介護納付金分	1 7 万円	現行どおり
合 計	<u>9 9 万円</u>	<u>1 0 2 万円</u>